

事務連絡
令和6年11月18日

関係団体の長 殿

鳥取労働局労働基準部
健康安全課長

「送気マスクの適正な使用等について」の一部改正について

日頃から、労働基準行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、送気マスクの使用等に関する注意事項については、平成25年10月29日付け基安化発1029第1号により示されていますが、「日本産業規格(JIS) T8153:送気マスク」の改訂等を踏まえまして、改正されたところです。

今般、その改正の内容について、別添のとおり令和6年11月7日付け基安化発1107第1号をもって厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長から通達がありましたので、貴団体におかれましてもご承知くださいますとともに、傘下会員、関係事業場等に対する周知等に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

